

砂川市規則第28号
令和4年9月15日

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係、第8条関係）行政職の項中「1号俸」を「5号俸」に、「13号俸」を「17号俸」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係、第8条関係）

職種別基準表

職種の区分	職務の級	職名	基礎号俸	上限号俸
行政職	1級	事務補助員、保育所補助調理員、学童保育補助指導員、学校給食センター補助調理員	5号俸	17号俸
		文書作成印刷製本等業務員	8号俸	20号俸
		学校事務生	9号俸	21号俸
		屋外体育施設業務員	10号俸	22号俸
		特別支援学級生活支援員、学校プール監視員	12号俸	24号俸
		ふれあいセンター管理業務員、体育施設業務員、公民館等業務員	13号俸	25号俸
		保育所補助保育士、子育て支援センター補助保育士、子ども通園センター補助指導員、レセプト点検員、学童保育指導員、ふれあいセンター指導員、会計事務業務員、体育施設管理員	15号俸	27号俸
		学校給食センター調理員	18号俸	30号俸
		介護認定調査員、郷土資料室員、図書館司書	24号俸	36号俸
		保育所調理員	27号俸	39号俸
		庁舎維持管理業務員、車両管理員、公用車運転員、市民生活推進員、環境衛生業務員、ごみ処理場管理業務員、家庭児童相談員、保育所保育士、子育て支援センター保育士、子ども通園センター指導員、母子・父子自立支援員、ふれあいセンター管理員、道路等維持管理業務員、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、生涯学習アドバイザー	28号俸	40号俸
		防災対策推進員	28号俸	74号俸
		学校公務補	47号俸	59号俸
		自動車運転手	73号俸	85号俸
医療職(2)	1級	複式学級支援員	31号俸	43号俸
		ふれあいセンター補助栄養士	8号俸	20号俸
		保育所栄養士、ふれあいセンター栄養士	20号俸	32号俸
医療職(3)	1級	准看護師	18号俸	30号俸
	2級	看護師	23号俸	35号俸
		保健師、助産師	28号俸	40号俸